

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号炉空気余熱器清掃装置緊急修繕
案件の概要	1号炉空気余熱器清掃装置の緊急修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和5年4月3日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	2,750,000円（うち消費税250,000円）
契約期間	契約を行った日～令和6年3月29日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1号炉空気余熱器清掃装置の緊急修繕を実施するものである。</p> <p>ごみを焼却することで煤塵が発生し電縫管に付着するが、付着が進行し目詰まりを起こすと空気の流れが阻害され、ごみの焼却が停止することとなる。空気余熱清掃装置は電縫管に付着した煤塵を清掃するために必要となるが、過酷な状況下に設置されており、腐食が激しい。今般、1号炉の清掃装置が故障し、早急に修繕することが必要である。</p> <p>焼却施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却施設の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても配慮することが求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており工事实績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>